

第13章 EUの対外政策

EUとの自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）

EUはすでに韓国などとFTA協定を有していたが、2013年3月に実施された日EU首脳会議で、日本とEUは自由貿易協定（FTA）と戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉を開始することを決定した。FTAは通常はモノについて関税を無税とする協定と理解されるが、EUとの交渉では単に工業製品や農産品などのモノの貿易のみならず、サービス貿易、知的財産権、政府調達など国内の制度や規制にかかわることも多いので、日本側ではより包括的な内容をもつ協定として、通常「経済連携協定（EPA）」と称される。日EUの交渉はこのEPAに加えて、政治・外交面での協力を規定するSPAももう一つの柱としている。

この交渉は2016年中の大枠合意を目標としていたが、いくつかの分野で妥協が成立せず、交渉は長引いている。しかし一般に包括的なEPA・FTA交渉は、国内関係産業、省庁間の調整など長い時間を必要とするものでもあり、日EU間の交渉が特異であるわけではない。

EUはカナダとの間で包括的経済貿易協定（CETA）を2016年に調印したが、その交渉は2009年に始まっていた。CETAについてはEU構成国の市民団体などからの反対もあり、2014年に大筋合意したのちEU構成国の承認をとるのにも時間がかかった。CETAは2017年2月に欧州議会で承認されているものの、協定は構成国の批准手続きが終わるまでは完全には発効しない。CETAについてはEU機関の承認のみで発効するという解釈もあったが、構成国の政治的な判断もあり、構成国の批准が完全発効の要件となった。CETAはSPAも有しており、日EUの協定交渉のモデル的な性格も有している。

EUはアメリカとの間でも自由貿易交渉を行っていた。環大西洋貿易投資協定（TTIP）の交渉は2013年から開始されていた。投資保護紛争解決条項（ISDS条項）など、アメリカの企業に有利になりEUと構成国の制度がないがしろにされる、交渉のプロセスが不透明という市民団体の懸念もあり、特にドイツやオーストリアでは注目度の高い交渉であった。2016年のオバマ政権末期には交渉は事実上進展がみられなくなっていたが、2017年のトランプ政権の発足により、交渉再開の展望は一層不透明となっている。

【森井裕一】

◆参考文献

EU-Canada Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA)
<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/ceta/>